

○東京情報大学障がい学生修学支援規程

制 定 平成 28 年 8 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及びその他の法令の定めに基づき、東京情報大学における障がいのある学生（大学院生を含む。以下「障がいのある学生」という。）に対して、その年齢、能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学等支援に係る基本事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいがあり、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認められた者をいう。

(責務)

第 3 条 学長は、障がいのある学生が修学上の不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生に対する修学等支援方策を講じる責務を有する。

- 2 学部長及び研究科委員長は、学長の命を受け、当該学部・研究科の障がいのある学生が修学上の不利益を受けないよう、具体的支援方策等を実施する責務を有する。
- 3 教職員は、障がいのある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がいのある学生の具体的修学等支援方策の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(障がいのある学生修学支援委員会等)

第 4 条 障がいのある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、障がいのある学生修学支援委員会（以下「支援委員会」という。）において審議し策定する。

- 2 学生教務課は、前項の実施計画に従って障がいのある学生に対する修学等支援事業を実施する。
- 3 支援委員会に関する規程は、別に定める。

(障がいのある学生修学支援調整委員会)

第 5 条 障がいのある学生が、前条による修学支援に関して、不当な差別的取り扱いを受けている場合、又は修学支援の内容やその決定過程等に不服がある場合は、学長に対して不服申し立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項により不服申し立てがあった場合は、申し立ての内容に応じて、障がいのある学生修学支援調整委員会（以下「調整委員会」という。）をその都度設置する。
- 3 調整委員会の委員長及び委員は、中立的な立場であることに留意し、当該修学支援を実施している支援委員会及び担当所管等以外の教職員の中から学長が指名する。また、学長が必要と認めたときは、弁護士等有識者を委員に加えることができる。

4 調整委員会は、不服申し立ての内容について、解決に向けた調整を図るとともに、支援委員会に対して必要な改善要請等を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第6条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第7条 第4条に規定する支援に関する事務は、学生教務課が処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。